

# Q&A

## 疑問相談

### 法人税

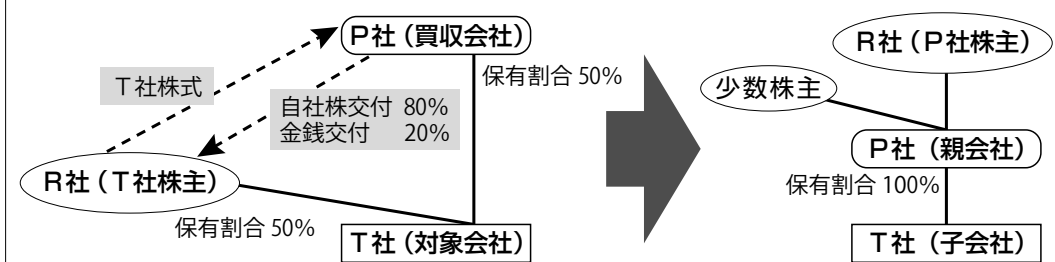
## 株式交付制度に基づく自社株等対価 M&A に係る課税特例

### Q

内国法人P社（買収会社）は、令和3年6月末に、会社法上の株式交付制度に基づき、内国法人T社（対象会社）の株主である内国法人R社からT社株式（簿価10億円）を時価20億円で取得し、その対価として時価16億円のP社株式（簿価8億円）及び金銭4億円を交付して、T社を100%子会社としました。

この場合、P社がT社を100%子会社とした自社株等対価 M&A において、P社、T社及びR社の課税関係はどうなるか、税務上の取扱いをご教示願います。

#### 【株式交付制度に基づく自社株対価 M & A】



### A

P社は、自社株等対価 M&A で、R社に対し自社株を8億円で交付していることから、資本金等の額が8億円増加します。また、自社株等対価 M&A では、金銭交付を伴う場合でも対象会社が有する保有資産の含み益は課税対象とならないため、T社に課税関係は生じません。

R社については、P社に譲渡するT社株式の譲渡対価が、その帳簿価額10億円に株式交付割合80%を乗じた8億円及び交付金銭の額4億円の合計額12億円とな

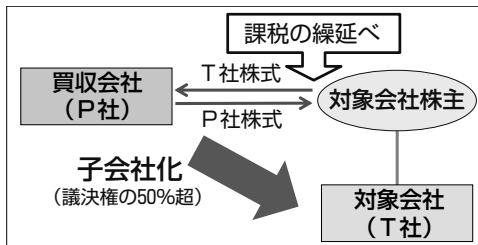
るところ、当該帳簿価額10億円のうち、その対価が交付株式に対応する部分の簿価は8億円、交付金銭に対応する部分の簿価は2億円となり、交付株式に対応する部分の譲渡益は0円（8億円－8億円）となるため、本課税特例により繰り延べられ、一方、交付金銭に対応する部分の譲渡益2億円（4億円－2億円）は課税対象となります。

#### 【解 説】

#### 1 自社株等対価 M&A の課税特例

自社株等対価 M&A の課税特例は、会

社法上の株式交付制度に基づき、買収会社が対象会社の株主から株式を取得して自社株等を交付する M&A に際し、当該株主の有する対象会社株式の譲渡損益が繰り延べられる制度です。なお、当該課税特例は、施行日（令和3年4月1日）以後に行われる自社株対価 M&A について適用されません（改正法附則1、53）。



(財務省税制改正資料を一部修正)

## 2 会社法上の株式交付制度

株式交付制度とは、株式交付親会社（買収会社）が、株式交付子会社（対象会社）を子会社化するために、当該子会社の株式を取得し、その対価として自社株式等を交付する制度であり、組織再編行為の一つとして位置付けられています（会社法774の2、774の3、816の2～816の10）。

## 3 自社株等対価 M&A の税法規定

### (1) 対象会社株主の課税関係

#### (a) 対象会社株式の譲渡対価

対象会社（株式交付子会社）の株主が、会社法上の株式交付制度に基づき、当該株主の有する対象会社株式を買収会社（株式交付親会社）に譲渡し、その対価として当該買収会社株式の交付を受ける場合、当該株主に係る対象会社株式の譲渡対価の額は、①当該対象会社株式の帳簿価額に株式交付割合を

乗じて計算した金額及び②交付金銭の額の合計額となります。したがって、対象会社株式の譲渡損益のうち、その対価が交付株式の部分については繰り延べられ、その対価が金銭交付の部分は課税対象となります。ただし、この課税特例は、株式交付割合が80%に満たない場合、適用されません。

なお、株式交付割合とは、対象会社株主が株式交付制度により交付を受ける買収会社の株式価額につき、当該株式価額及び交付金銭の額の合計額のうち占める割合をいいます（措法66の2の2①）。

	交付株式部分	交付金銭部分
対象会社 株式対価	上記 ①	上記 ②
	(課税繰延)	
対象会社 株式対価		(譲渡益)

#### (b) 買収会社株式の取得価額

株式交付制度に基づき、対象会社（株式交付子会社）の株主が交付を受ける買収会社（株式交付親会社）の株式に係る取得価額は、当該株主が譲渡した対象会社株式に係る譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額となります（措令39の10の3③一）。

### (2) 買収会社の課税関係

#### (a) 対象会社株式の取得価額

##### イ 調整前取得価額

買収会社（株式交付親会社）が対象会社（株式交付子会社）の株主から取得した株式の調整前取得価額は、次の区分により計算します（措令39の10の3④一）。

① 株主が50人未満の場合  
株主が有していた株式のその取得直前における帳簿価額に相当する金額

② 株主が50人以上の場合  
対象会社の前期末における資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額に当該対象会社の発行済株式の総数のうち取得対象株式数の占める割合を乗じた金額

ロ 調整後取得価額

買収会社が対象会社の株主から取得した株式の調整後取得価額は、上記イの調整前取得価額に株式交付割合を乗じて計算した金額及び交付金銭の額の合計額となります（措令39の10の3④二）。

(b) 増加資本金等の額

買収会社（株式交付親会社）の株式交付に係る増加資本金等の額は、買収会社が対象会社株主に対して交付した自社株式の発行価額となるため、上記(2)(a)ロにおける対象会社株式の調整後取得価額から当該株主に交付した金銭の額を控除した残額となります（措令39の10の3④三）。

#### 4 株式交付と株式交換の関係

株式対価により対象会社を子会社化する手法には、株式交付制度のほかに株式交換制度がありますが、この制度は、金銭交付を伴う場合に税制非適格となるため、対象会社（株式交換完全子会社）の株主に株式譲渡益課税が生じ、当該対象会社も時価評価課税を受ける可能性があります。この点、株式交付制度は、金銭交付を伴う場合でも、

対象会社（株式交付子会社）の株主に係る自社株対価の譲渡益は繰り延べられ、また、対象会社の保有資産に係る含み益についても課税対象となりません。

#### 5 事例の検討

##### (1) 株式交付割合

株式交付割合は、対象会社株主が交付を受けた買収会社の株式価額につき、その株式価額及び交付金銭の額の合計額に占める割合をいうところ、R社がP社から交付を受けたP社株式の価額は16億円、交付金銭の額は4億円であることから、その合計額は20億円となり、株式交付割合は、16億円を20億円で除した80%となります。

##### (2) R社の課税関係

###### (a) T社株式の譲渡に係る課税特例

自社株等対価 M&A に係る課税特例は、会社法上の株式交付制度に基づき、買収会社が、自社株等を対価として対象会社株主から株式を取得する場合に、当該株主に係る株式譲渡益を繰り延べるもので、自社株の交付に併せて金銭を交付するときには、その株式交付割合が80%以上であることが要件とされます。また、この特例は、令和3年4月1日以後に行われる自社株対価 M&A について適用されます。

この点、P社は、令和3年6月末に、会社法上の株式交付制度に基づき、R社からT社株式を取得して、その対価として自社株と金銭を交付し、T社を100%子会社化しました。また、その株式交付割合は80%で、この自社株等対価 M&A は、令和3年4月1日以

後に実施されています。したがって、R社が株式交付制度に基づき、T社株式を譲渡したことにつき生ずる株式譲渡益は、課税特例の適用により繰り延べることができます。

- (b) T社株式の譲渡価額と課税の繰延べ対象会社株主が、買収会社に譲渡する株式の対価は、①対象会社株式の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額及び②交付金銭の額の合計額となります。

この点、R社がP社に譲渡するT社株式の譲渡対価は、①T社株式の帳簿価額10億円に株式交付割合80%を乗じた8億円及び②交付金銭の額4億円の合計額12億円となります。このとき、R社が譲渡直前に有するT社株式の帳簿価額10億円のうち、その対価が交付株式(P社株式)に対応する部分の簿価は8億円、交付金銭に対応する部分の簿価は2億円であることから、交付株式に対応する部分の譲渡益は、譲渡価額8億円から帳簿価額(譲渡原価)8億円を減算した0円となり、交付金銭に対応する部分の譲渡益は、譲渡価額4億円から帳簿価額(譲渡原価)2億円を減算した2億円となります。

一方で、本課税特例が適用されない場合には、T社株式の対価のうち、交付株式(P社株式)に対応する部分の譲渡益は、譲渡価額16億円から帳簿価額(譲渡原価)8億円を減算した8億円となり、同額が課税対象となります。

したがって、本課税特例が適用される場合、R社において、T社株式の譲渡対価のうち交付株式に対応する部分

の譲渡益8億円は繰り延べられ、また、交付金銭部分は、そもそも本課税特例の適用がないため、譲渡益2億円が課税対象となります。

	交付株式部分	交付金銭部分
T株対価	8億円	4億円
	(課税繰延8億円)	
T株簿価	8億円	2億円(譲渡益)

- (c) P社株式の取得価額

株式交付制度に基づき、対象株主が交付を受けた買収会社株式の取得価額は、当該株主が譲渡した株式に係る譲渡直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額となります。

この点、R社がP社に譲渡したT社株式の帳簿価額は10億円であり、同額に株式交付割合80%を乗じると8億円となることから、R社がP社から交付を受けたP社株式の取得価額は8億円となります。

- (3) P社の課税関係

- (a) T社株式の取得価額

買収会社が対象会社株主から取得した株式の取得価額は、その株主が50人未満の場合、当該株主が有していた株式の帳簿価額に株式交付割合を乗じて算定した金額と交付金銭の額の合計額となります。

この点、T社の株主は50人未満の場合に該当するところ、R社が有していたT社株式の帳簿価額は10億円であり、その10億円に株式交付割合80%を乗じると8億円となることから、これに交付金銭の額4億円を加算した12億円が、P社の取得したT社株式の取得価額と

なります。

(b) 増加資本金等の額

買収会社の株式交付に係る増加資本金等の額は、当該買収会社が対象会社株主に対して交付した自社株式の発行価額となることから、この発行価額は、対象会社株式の取得価額から当該株主に交付した金銭の額を控除した残額となります。

この点、P社が移転を受けたT社株式の取得価額は12億円であり、この12億円からR社に交付した金銭の額4億円を控除すると8億円となることから、P社のR社に対する自社株式の発行価額は8億円となり、資本金等の額が8億円増加します。

(4) 結論

(a) P社（買収会社・株式交付親会社）

P社は、自社株等対価M&Aで、R社に対し自社株を8億円で交付していることから、資本金等の額が8億円

増加します。

(b) T社（対象会社・株式交付子会社）

自社株等対価M&Aでは、金銭交付を伴う場合でも対象会社が有する保有資産の含み益は課税対象とならないため、T社に課税関係は生じません。

(c) R社（T社の株主）

R社については、P社に譲渡するT社株式の譲渡対価が、その帳簿価額10億円に株式交付割合80%を乗じた8億円及び交付金銭の額4億円の合計額12億円となることから、当該帳簿価額10億円のうち、その対価が交付株式に対応する部分の簿価は8億円、交付金銭に対応する部分の簿価は2億円となり、交付株式に対応する部分の譲渡益は0円（8億円－8億円）となるため、本課税特例により繰り延べられ、一方、交付金銭に対応する部分の譲渡益2億円（4億円－2億円）は課税対象となります。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。  
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

マネージングディレクター 野田 秀樹》



国税速報ご購入の皆様は

定価 1,000円以上の書籍をご注文いただけますと

**定価の2割引・送料無料**にてお求めいただけます

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03(3829)4141 FAX 03(3829)4001